

## いじめの問題の指導に関する調査結果と分析

### ■項目ごとの結果と分析（数値％は「十分行われているもの」の割合）

#### 1 いじめの認識

（いじめとは「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であり、「起こった場所は学校の内外を問わないこととする」を認識して指導しているか）

教諭：87％，管理職：87％，教育委員会：91％

- どの対象も高い値を示している。いじめの定義である「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」については、十分周知されている。なお、今後さらに、教員の意識を高め、人間関係づくりや被害者の視点でのいじめの認識など、いじめの早期発見・早期対応が学校及び教育委員会に求められている。

#### 2 課題意識

（いじめは、どの学校でも起こり得るという認識に立ち、児童生徒に対し、いじめは人権問題であり、絶対に許されない行為だということを指導しているか）

教諭：90％，管理職：90％，教育委員会：89％

- どの対象も高い値を示している。  
なお、今後さらに「どの学校にもいじめはある」という認識の下で、学校では職員会議等で認識を共有化していく必要がある。

#### 3 協同体制

（定期的に生活調査等を実施し、実態把握に努めるとともに、いじめの予兆を認知したら、担任が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む体制が整備されているか）

教諭：64％，管理職：67％，教育委員会：94％

- 学校（教諭，管理職）と教育委員会の割合に差がある。  
校内に設置されている「校内いじめ防止対策委員会」等の校内組織を活用し、生徒指導主事等を中心として学校全体でいじめ問題に取り組むなど、校内組織の整備と機能の一層の充実を図るとともに、教育委員会との連携を図る必要がある。

#### 4 教師の言動

（教師として、自分の言動の影響について配慮しているか）

教諭：63％，管理職：72％

- 教諭と管理職の割合の開きは、管理職は時に触れて児童生徒や保護者に対する教員の言動について指導しているが、実際には十分な配慮に不足した言動があり得ることを示していることが考えられる。  
今後はさらに、教員がいじめられている子どもの側に立った適切な言動に配慮する必要がある。

#### 5 相談しやすい環境づくり

（日頃から児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めることができるよう、教職員がカウンセリング・マインドをもって接するなど、相談しやすい環境づくりに心がけているか）

教諭：65％，管理職：71％，教育委員会：69％

- 定期的な教育相談の時間の確保、放課後等を利用した児童生徒と教員の会話の機会の設定や、スクールカウンセラー・養護教諭の活用等、相談しやすい環境整備のほか、学校、家庭、地域、教育委員会、PTAを含めた関係機関など、多くの目で子供たちを見守り、悩みや心を受け止める体制づくりが必要である。

#### 6 児童生徒の相談へ

（児童生徒からの相談や悩みなどの訴えがあったときは、その内面の理解に努め、児童生徒の立場に立って教職員が的確に対応しているか）

教諭：82％，管理職：85％

- 教諭，管理職とも高い割合になっている。児童生徒からの相談や悩みなどの訴えに対して，担任一人で抱え込まず，複数の教員で生徒理解に努めるとともに，気軽に教員に相談できる体制の早急な構築と「校内いじめ防止対策委員会」の機能の充実が必要である。

## 7 関係機関との連携

（いじめの問題等に関しては，教育研修センターや児童相談所，警察など関係機関との連携を図っているか）

教諭：30%，管理職：43%，教育委員会：54%

- 教諭，管理職，教育委員会ともに低い割合になっている。これまで深刻ないじめの発生がないことや校内で解決しているなど，関係機関との連携の必要をあまり感じてこなかったことが理由としてあげられている。

今後はさらに深刻ないじめが起こった場合を想定した連携体制の整備や関係機関との連携対応マニュアルの整備，教育委員会等との報告・緊急時連絡体制の確認，市町村教育委員会としての独自の相談機関の設置やいじめ問題対策チームの設置などが求められている。

## 8 児童生徒全体への取組

（いじめの問題等（いじめの予兆を含む）が起きた場合には，日常の様々な教育活動の場面で，当事者以外の児童生徒にも自分たちの問題としてしっかり考えさせる指導を行っているか。また，校長・教頭への報告・連絡・相談を迅速に行っているか）

教諭：83%，管理職：81%，

- 教諭，管理職とも高い割合になっている。いじめについての児童生徒の意識を，当事者以外でも自分たちの問題として捉える指導は，いじめの早期発見・早期対応に必要不可欠である。道徳や特別活動などを中心に，人権教育と規範意識の醸成が十分図られるよう配慮していく必要がある。

## 9 保護者・地域社会への情報提供

（いじめ問題等について，学級だより等の各種配布物，家庭訪問などを活用して，保護者・地域社会に積極的に情報を提供しているか）

教諭：24%，管理職：23%，教育委員会：6%

- すべての項目中最も割合が低い項目であった。いじめ問題を学校だよりや保護者会などで取り上げるとは，プライバシー保護の観点から難しい面があることが理由としてあげられている。プライバシーに配慮しつつ，各種啓発情報や学校のいじめ問題への体制整備，対応の方針等について情報提供し，学校が家庭・地域と一体となって取り組んでいく必要がある。また，教育委員会としても，市町村の広報等を通じて，地域への情報提供と啓発を図っていく必要がある。

## 10 教職員の研修

（文部科学省や教育委員会等の通知や資料が，すべての教職員に伝わり，児童生徒のいじめの問題等に対する課題意識を持って臨むよう，いじめの問題等に関して校内研修等を行っているか）

教諭：30%，管理職：32%，教育委員会：54%

- 学校においては，保護者・地域への情報提供に次いで低い割合になっており，教育委員会の割合とかい離が見られる。学校では校内いじめ防止対策委員会の実施や職員会議等で文部科学省等からの各種通知の周知を図っているものの，年間の研修内容にいじめの問題を取り上げている割合は低い状況にある。

今後は，校内研修の中でいじめ問題を取り上げ，いじめ防止に向けた校内研修の充実を図ることが必要である。

### 調査の概要

- 教諭用及び管理職用（各10項目），市町村教委用（7項目）について点検し，各学校から市町村教委へ提出。地教委，教育事務所で集計し11月24日までに義務教育課報告
- 学校数；小学校323校，中学校159校，計482校。市町村教育委員会35（仙台市を除く）。
- H18.10.23配布／H18.11.24回収